

【管理委託契約約款変更箇所新旧対照表】

※赤字部分が追加修正項目となります

No.	変更条項	旧	新
1	第5条 (保証等)	1. 委託者は、 <u>本委任契約を締結するに際し</u> 、以下の各号につき保証する。	1. 委託者は、 <u>本委任契約の締結中</u> 、以下の各号につき保証する。
2	第5条 (保証等)	新設	<u>(5) 委託者は、受託者が委託者に対して第10条に基づき分配を行う場合は、本委託契約締結の趣旨に基づき、その受領を行うこと。</u>
3	第10条 (使用料の分配)	新設	<u>3. 受託者は、第15条第2項の通知に基づき受託の範囲に変更が生じ、第16条に基づき本委託契約が解除され、又は第17条に基づき本委託契約が終了した後においても、前条の規定により、既に受託者又は第6条に基づき再委任した者が許諾した利用に係る使用料等を受領又は徴収している場合は、委託者に対して当該使用料等を分配する権限を有し、受託者は委託者に対し当該使用料等を分配できるものとする。</u>
4	第10条 (使用料の分配)	新設	<u>4. 受託者が、委託者側のやむを得ない事由により前項の規定による使用料等の分配を行うことができない場合には、受託者は当該使用料等の分配を行わないことができる。</u>
5	第11条 (分配の一時保留)	新設	<u>4. 受託者は、第1項により分配の保留を行った場合において、その保留事由の解消が困難であると認められるときには、当該保留に係る使用料等について、その分配を行わないことができるものとする。</u>
6	第12条 (管理手数料等)	4. 受託者は、管理手数料から生ずる果実その他の収入を、本管理業務の遂行に <u>要する</u> 支出に充てることができる。	4. 受託者は、管理手数料から生ずる果実その他の収入を、本管理業務の遂行に <u>必要な</u> 支出に充てることができる。

No.	変更条項	旧	新
7	第15条 (通知方法及び通知義務)	(6)委託者が、法人その他の団体である場合において、 <u>合併、解散又はその組織名称等</u> を変更した場合	(6)委託者が、法人その他の団体である場合において、 <u>本委任契約に関連する事業の事業譲渡、解散又はその商号その他の組織名称等</u> を変更した場合
8	第15条 (通知方法及び通知義務)	新設	<u>(8)破産手続開始の決定を受けた場合</u>
9	第16条 (委任契約の解除)	(3)委託者が破産手続開始の決定を受けたとき、 <u>又は委託者が法人その他の団体である場合において解散したとき。</u>	(3)委託者が破産手続開始の決定を受けたとき。
10	第16条 (委任契約の解除)	<u>(4)委託者が監督官庁から事業免許、事業登録等の取消、事業停止等の処分を受けたとき。</u>	削除
11	第16条 (委任契約の解除)	<u>(6)正会員たる委託者が資格を喪失したとき。</u>	<u>(5)正会員たる委託者が資格を喪失したとき、又は権利委任者たる委託者がその地位を喪失したとき。</u>
12	第17条 (委任契約の終了)	新設	<u>2. 正会員たる委託者が、受託者の定款第10条により退会の手続きをした場合には、契約期間中といえども、本委任契約は終了するものとする。権利委任者たる委託者が、受託者の権利委任者登録に関する規程第4条により委任終了の手続きをした場合も同様とする。</u>
13	附則	新設	<u>8. 2019(平成31)年2月20日一部改定。なお、同改定は2019(令和元)年5月1日から適用する。</u>